

まつど脱炭素社会推進事業所登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、脱炭素に向けた取組を積極的に行う市内事業所を「まつど脱炭素社会推進事業所」（以下、「推進事業所」という。）として登録し、その取組内容を広く紹介することで他の事業所への波及を図り、市内事業所の脱炭素社会の実現に向けた機運を醸成するとともに、自主的な取組を促進し、脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 商業、工業、金融業その他の事業を行う個人又は法人をいう。
- (2) 事業所 事業者による事業活動が行われている場所をいう。

(対象)

第3条 推進事業所として登録の対象になる事業所は、松戸市内に所在し、現に事業活動を行っている事業所とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体が設置する事業所は登録の対象とならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、事業所を有する事業者について推進事業所としてふさわしくない事実がある場合には、登録の対象とならない。

(登録要件)

第4条 推進事業所に登録しようとする事業所は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 別表第1の取組項目一覧表のうち、3項目以上を既に実施していること。
- (2) 登録を受けようとする事業者の代表者、役員その他の事業の経営に実質的に関与している者が次の各号のいずれかに該当しないこと。

- イ 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ロ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

（申請）

第5条 登録の申請は、推進事業所に登録しようとする事業所を有する事業者が行うものとし、まつど脱炭素社会推進事業所登録申請書（第1号様式）に加え次に掲げる書類を市に提出するものとする。

- (1) 推進事業所に登録しようとする事業所の所在が確認できる書類の写し
- (2) 前条第1号に規定する登録要件を満たしていることを確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（登録）

第6条 市長は、前条による申請が第4条に規定する登録要件をすべて満たすと認めるときは、当該申請のあった事業所を推進事業所として登録するとともに、登録された事業所（以下「登録事業所」という。）にまつど脱炭素社会推進事業所登録証（以下、「登録証」という。）を交付する。

2 市長は、前項による登録を行ったときは、登録事業所を有する事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、自社ホームページ等での取組内容の公表を促すとともに、脱炭素社会の実現に向けて積極的に取り組む事業所として、市ホームページ等において公表するものとする。

（登録事業者の協力）

第7条 登録事業所は、登録に係る取組について、既に実施しているものについては継続し、未実施のものについては積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 登録事業所は、取組状況等に関するアンケート調査等、市の脱炭素社会の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

(ロゴマークの使用)

第8条 登録事業所は、自らの脱炭素に向けた取組の紹介等を目的として、登録期間中に市が提供する本制度のロゴマークを使用することができる。

- 2 登録事業所以外の者は、ロゴマークを使用してはならない。
- 3 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) ロゴマークのデザインを変更し、又はその一部のみを使用してはならない。
 - (2) ロゴマークの縦横比、バランス及び配色を変更してはならない。
 - (3) ロゴマークに他のイラスト等を重ねてはならない。
- 4 市長は、前項の規定に反する事実があったと認める場合は、ロゴマークの使用の停止を命じるものとする。

(登録の変更)

第9条 登録事業者は、市に提出した登録申請書の内容に変更があった場合、まつど脱炭素社会推進事業所登録内容変更申請書（第2号様式）及び必要な書類を速やかに市に提出するものとする。

- 2 登録事業者は、変更申請の内容が登録事業所の名称の変更に伴うものである場合は、登録証を返還するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録証の返還を受け、当該変更申請の内容が適正と認めるときは、新たに登録証を交付するものとする。

(登録の取下げ)

第10条 登録事業者は、登録の取下げをしようとするときは、まつど脱炭素社会推進事業所登録取下げ届（第3号様式）を市に提出するとともに、登録証

を返還するものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、登録証を返還させることができる。

- (1) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 第4条各号の登録要件に該当しなくなった場合
- (4) 脱炭素社会の実現に資する活動について実態がないことが判明した場合
- (5) その他市長が登録の取消しが適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定による取消しを行う場合は、当該取消しを受けた登録事業者へまつど脱炭素社会推進事業所登録取消し通知書(第4号様式)により、通知するものとする。

3 第1項により登録が取り消された事業者は、登録の取消しを受けた日から起算して12か月は再登録することができない。

(登録の有効期間及び更新)

第12条 登録の有効期間は、登録日から1年を経過した日以後最初に到来する年度の末日までとし、更新の場合は更新日から2年間とする。

2 登録の更新を受けようとする登録事業者は、第5条に規定する書類を市に提出するものとする。ただし、更新前と変更がない場合は、第5条各号に規定する書類の提出を省略することができる。

(補則)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

2 松戸市地球温暖化対策推進事業所実施要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第12条第1項の規定は、施行の日以後に登録の申請をした事業所について適用し、同日前に登録の申請をした事業所については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表第1（第4条）

取組項目一覧表

| 分類 | 番号 | 取組項目 |
|------------|----|---|
| 省エネルギー化の推進 | 1 | デコ活を宣言 |
| | 2 | 省エネルギー型照明や空調設備、給湯器やボイラー等、高効率で環境性能の高い機器等の導入 |
| | 3 | 省エネルギー診断やエコチューニング事業の導入 |
| | 4 | BEMSの導入 |
| | 5 | 製品設計時のごみ減量化・資源化の検討・簡易包装、販売時のレジ袋削減・量り売り等の事業活動におけるごみの発生抑制 |
| | 6 | 企業の環境報告書やホームページ等を通じた製品やサービス、事業活動に関わる環境情報の提供 |
| | 7 | 環境マネジメントシステムの取得 |
| | 8 | クールビズ・ウォームビズ等の実施 |

| | | |
|------------------|----|--|
| 再生可能エネルギー活用 | 9 | 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入 |
| | 10 | 業務用・産業用燃料電池の導入 |
| | 11 | 再生可能エネルギー由来のクリーンな電力の購入 |
| 事業所・オフィスビル等の脱炭素化 | 12 | 建物の建築時・改修時における省エネルギー性能を意識した改修又は建物のZEB化 |
| | 13 | CASBEE（建築物環境総合性能評価システム）等の評価認証の取得 |
| | 14 | 窓や壁面等の建物の断熱化や自然の風や光を活かした通風・採光の確保等による建物の省エネルギー性能の向上 |
| 移動手段の脱炭素化 | 15 | 電気自動車・燃料電池自動車等の次世代自動車の導入 |
| | 16 | 業務における公共交通・自転車の利用 |
| | 17 | 自動車運転時におけるエコドライブの実施 |

| | | |
|-----------------|----|----------------------------|
| 気候変動への備え・適応 | 18 | 雨水貯留施設・雨水タンクによる散水等の雨水利用 |
| | 19 | クールシェアスポットの設置 |
| | 20 | 従業員の熱中症予防行動の周知・実施 |
| 連携の推進 地域における | 21 | 市や市民団体の環境に関する取組への協力 |
| | 22 | 地域で行われる環境学習や環境保全活動等への参加・協力 |
| その他取組事項 | 23 | |
| | 24 | |
| | 25 | |

第1号様式

まつど脱炭素社会推進事業所登録申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 所在地 〒 -

名 称

フリガナ

代表者

まつど脱炭素社会推進事業所登録制度実施要綱第5条の規定により、次のとおりまつど脱炭素社会推進事業所に登録申請します。

1 基本情報

| 登録の種類 | | 新規 ・ 更新 |
|------------|-----------|-------------|
| 登録する事業所の情報 | 名称 | (フリガナ) |
| | 所在地 | 〒 - 松戸市 |
| | 代表者 | |
| | 業種 | |
| | 従業員数 | 人 |
| | 就業(営業)時間 | 時 分から 時 分まで |
| | 電話番号 | |
| | FAX番号 | |
| | メールアドレス | @ |
| | ホームページURL | |
| | 担当者氏名 | |

2 取組内容

※取組状況欄に既に取り組んでいるものには◎、取り組む予定のものには○で記載してください。

| 取組状況 | 取組項目 |
|------|---|
| | デコ活を宣言 |
| | 省エネルギー型照明や空調設備、給湯器やボイラー等、高効率で環境性能の高い機器等の導入 |
| | 省エネルギー診断やエコチューニング事業の導入 |
| | BEMSの導入 |
| | 製品設計時のごみ減量化・資源化の検討・簡易包装、販売時のレジ袋削減・量り売り等の事業活動におけるごみの発生抑制 |
| | 企業の環境報告書やホームページ等を通じた製品やサービス、事業活動に関わる環境情報の提供 |
| | 環境マネジメントシステムの取得 |
| | クールビズ・ウォームビズ等の実施 |
| | 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入 |
| | 業務用・産業用燃料電池の導入 |
| | 再生可能エネルギー由来のクリーンな電力の購入 |
| | 建物の建築時・改修時における省エネルギー性能を意識した改修又は建物のZEB化 |
| | CASBEE（建築物環境総合性能評価システム）等の評価認証の取得 |
| | 窓や壁面等の建物の断熱化や自然の風や光を活かした通風・採光の確保等による建物の省エネルギー性能の向上 |
| | 電気自動車・燃料電池自動車等の次世代自動車の導入 |
| | 業務における公共交通・自転車の利用 |
| | 自動車運転時におけるエコドライブの実施 |

| | |
|-----|----------------------------|
| | 雨水貯留施設・雨水タンクによる散水等の雨水利用 |
| | クールシェアスポットの設置 |
| | 従業員の熱中症予防行動の周知・実施 |
| | 市や市民団体の環境に関する取組への協力 |
| | 地域で行われる環境学習や環境保全活動等への参加・協力 |
| その他 | |
| | |
| | |

3 確認事項

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 本制度における登録の手続については、まつど脱炭素社会推進事業所登録制度実施要綱（以下、「要綱」という。）の定めに従います。 <input type="checkbox"/> 申請書の記載内容に相違がなく、市ホームページ上で、上記の事業所の名称等が公開されることに同意します。 <input type="checkbox"/> 法令等を遵守した活動を行っています。 <input type="checkbox"/> 要綱第4条第2号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではありません。 <input type="checkbox"/> ロゴマークの使用に当たっては、要綱第8条第3項の規定を遵守します。 <input type="checkbox"/> 登録証は登録したことを示す書類であり、権利義務等を証明する書類には該当しないことに同意します。 |
|---|

登録証の送付先 ※いずれかに☑

- 登録する事業所の所在地と同じ。
 登録する事業所と別の送付先を希望する。

(〒 -

都道府県

市区町

)

第2号様式

まつど脱炭素社会推進事業所登録内容変更申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 所在地 〒 -

名 称

フリガナ

代表者

まつど脱炭素社会推進事業所登録制度実施要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり変更申請します。

| 登録している事業所の情報 | 変更する項目※いずれかに☑ | | 変更後 |
|--------------|--------------------------|-----------|-------------|
| | <input type="checkbox"/> | 名称 | (フリガナ) |
| | <input type="checkbox"/> | 所在地 | 〒 - 松戸市 |
| | <input type="checkbox"/> | 代表者 | |
| | <input type="checkbox"/> | 業種 | |
| | <input type="checkbox"/> | 従業員数 | 人 |
| | <input type="checkbox"/> | 就業(営業)時間 | 時 分から 時 分まで |
| | <input type="checkbox"/> | 電話番号 | |
| | <input type="checkbox"/> | FAX番号 | |
| | <input type="checkbox"/> | メールアドレス | @ |
| | <input type="checkbox"/> | ホームページURL | |
| | <input type="checkbox"/> | 担当者氏名 | |

第3号様式

まつど脱炭素社会推進事業所登録取下げ届

年 月 日

(宛先) 松戸市長

申請者 所在地 〒 -

名 称

フリガナ

代表者

まつど脱炭素社会推進事業所登録制度実施要綱第10条の規定により、まつど脱炭素社会推進事業所登録を取り下げます。

記

取下げ理由

第4号様式

第 号
年 月 日

様

松戸市長 印

まつど脱炭素社会推進事業所登録取消し通知書

まつど脱炭素社会推進事業所登録制度実施要綱第11条第1項の規定により、まつど脱炭素社会推進事業所登録を取り消します。つきましては、同要綱第11条第2項の規定に基づき、交付済の登録証を速やかに返還してください。

記

- 1 取消し理由
- 2 登録を取り消す事業所の所在地
松戸市
- 3 登録を取り消す事業所名称